

第二十六回 参議院通信委員會會議錄第十二号

(三三三)

昭和三十三年四月九日(火曜日)午後一時四十分開会

委員の異動

四月四日委員井野碩哉君辞任につき、その補欠として野田俊作君を議長において指名した。

四月五日委員藤原道子君及び野田俊作君辞任につき、その補欠として森中守義君及び前田久吉君を議長において指名した。

四月六日委員横川正市君辞任につき、藤原道子君を議長において指名した。四月八日委員前田久吉君辞任につき、その補欠として野田俊作君を議長において指名した。

本日委員藤原道子君辞任につき、その補欠として横川正市君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

手島 榮君
最上 英子君
鈴木 強君
長谷部ひろ君

委員

石坂 豊一君
新谷寅三郎君
中山 壽彦君
前田佳都男君
宮田 重文君
横川 信夫君
三木 治朗君

國務大臣

郵政大臣 平井 太郎君

郵政大臣官房電氣通信監理官 松田 英一君

郵政省電波監理局長 濱田 成徳君

事務局側 常任委員 勝矢 和三君

自治庁行政部振興課課長補佐 中村 啓一君

農林省振興局振興課長 庵原 文二君

郵政省電波監理局長 石川 義徳君

日本電信電話公社総務局長 梶井 剛君

日本電信電話公社業務局長 吉沢 武雄君

本日、の會議に付した案件

○公衆電氣通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○電氣通信並びに電波に関する調査の件(船舶無線等に関する件)

○理事(手島榮君) ただいまより委員會を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る四日井野碩哉君が辞任され、野田俊作君が、五日藤原道子君

及び野田俊作君が辞任され、森中守義君及び前田久吉君が、六日横川正市君が辞任され、藤原道子君が、また八日

前田久吉君が辞任され、野田俊作君がそれぞ委員に選任されました。また本日藤原道子君が辞任され、横川正市君が委員に選任されました。

公衆電氣通信法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続いて質疑を行います。

○鈴木強君 私は、前の委員會で大臣から説明になりました提案理由の説明に對しまして質問したのですが、いまだ納得できないので、今日は總裁もお見えになつていますから、大臣と總裁から基本的な問題について一つ御回答願いたいのであります。今度の法律改正の内容は、単独電話と共同電話の電話回線に接続する付屬機器についても自営の道を開こうと、こういうことであるが、前回の質問で私は公衆電氣通信法の第一条、第二条、これらの精神を考へてみても、当然電氣公社が責任をもつてこれらの設備をやるのが妥当であるし、正しいという解釈はいささかも變つていないのです。もちろん今までも一部自営の道が開かれておいたことはこれは事実であります。そういう立場に立つたときに、なおかつ、さらに他人に依存をしていくというような、こういう考え方について、私は、私は絕對納得できない。いろいろ質問して、それでは公社に能力がなくてやるのかと言ったら、能力がないわけではない、能力はある、そう言つて

いる。それなら公社でおやりになればいいのです。にもかかわらず、どうしてやるのか、この自営の道を拡大するかどうかというに對する回答がきわめて不明確なんです。ですから、この点について大臣は、電氣公社の事業を監督する立場に立つて現在定められている法律というものを考えた場合、まず第一条、第二条に明確に義務があるわけですから、定義があるわけです。目的があるわけですから、そういう精神からいって、現状の自営をさらに拡大して、こういう考え方ではこの第一条、第二条に逆行するものだと思えるのです。そういう点はきわめて不明確ですから、その際、大臣から明確に一つ、どうして自営拡大しなければならぬかというこの事由をお聞きしたいのです。私はその点を、まだ前回の委員會では私たちの納得できる回答がないから、今日は重ねてその点を御質問してみたいと思つております。ですから、大臣と總裁から明確に御答弁願いたいと思つております。

○國務大臣(平井太郎君) 御質問の点は十分われわれとしても当然の事柄であると考えておるのでございます。しかしながら、今日の電話の需要並びに電話に對する一般加入者は非常にたくさんな数にも相なりまして、それに関連いたしましてまた加入者は加入者としていろいろ問題を提起して参つております。従ひまして、今回のこの公衆電氣通信法の一部を改正する法律という内容に盛り込んだ本問題につきま

では、公社並びに自営という両々相待つた一つの行き方で加入者にも一つサービスをして、十分加入者の要求に應じていく、それがまあ今後とるべき道じゃないかという事柄において考えたのでございまして、お説のような精神は決して曲げられておらないということに相なつておると思ひます。

○説明員(梶井剛君) すでに御承知の通りに、先般構内交換電話の設備につきまして、公社もやり、また一般に自営をも認めるという精神で法案が改正されましたのであります。その構内交換設備に比へまして今度の付屬電話機は、さらに企画的に見ますと必ずかしくないのであります。従つて、構内交換電話の設備の自営を認める以上は、やはりこの付屬電話機についても自営を認めて差しつかえないのじゃないだろうか、ただし、われわれ公社といたしましては、当然自分らのやることでもありますので、公社はもちろん構内交換設備並びに付屬電話機につきましても、加入者の求めに応じて供給するということもやりますが、同時に、自営を望む加入者に対しては、その使う機器並びに設備等につきましては、あらかじめ基準をきめておきまして、その基準ののつとてやる限りは、加入者が負担して自営をするというに對しては、妨げないという趣旨でこの法案の改正ができていくわけでありまして、決してわれわれがわれわれの仕事をおおりにするということ意味では毛頭ないのであります。

従つて、これは戦前におきましては、一般に構内交換設備等については、広く自営を認められておつたのでありまして、それが戦後一時混乱してありましたために、公社が積極的に全部自分でやるというふうによつておりましたのですが、漸次今日におきましては、民間の方でもそういう準備ができて参つておるのでありますから、極端にわれわれが自分でなければできないというふうには消極的に考えないで、もし、やりたいし、またやるころの資格を持つていられる人がやる限りにおいては、これは認めざるを得ないのではないかと考えておるわけであります。

○鈴木強君 もちろん現在の百五條です。構内交換の場合は、これは法律でもきめられておりますが、私はそのことも確かに問題は残つてゐるが、法治国家ですから、そういうことを今言つてもしょうがない。問題はさらにそういう第一条、第二条において、電氣通信機器、設備というものがすべてあまねく公平に公社が提供しなければならぬ義務が第一条、第二条によつてこれは明確に基礎づけられておられます。そういう精神からいって、どうしても公社でやる能力がなくて一部民間の協力を得る、こういうことであれば私は筋が通ると思つたのです。しかしながら、あくまでも第一条、第二条の精神を考えた場合に、公社が努力し、また郵政省としては、それを監督していかなければならぬと私は思ふのです。ところが、今度は逆にだんだんだんだん自営を強化していくという形になると、公社本来の使命というものは

どこへ行くのかわからなくなつてしまふと私は思ふのです。で、大臣は趣旨においては私の言つておることを認めてゐるのです。けれども、私はなぜ自営の道を開かなければならないかという事です。公社でやつた方がどうも公衆から苦情が来たり、非常に不便な点があつて、むしろ民間の人にやつてもらつた方が都合がいいのか、その設置についてあるいは料金単価がどうなつておるか私知りませんけれども、自営でやつた方が安くいつて、公社はどうもまづいのだ、こういうことであるのかどうか、その辺もきわめて不明確であるし、なぜ自営でやらなければならぬかというその理由がわからぬのです。公社に能力があるならおやりになつたらどうですか。やらしたらどうですか。そのところが、両方やつた方がいいというだけであつて、この第一条、第二条の精神からいふならば、矛盾しないですか、そこを明確に一つ。大臣は少くとも監督される責めにあるのですから、それを私たちが納得できるように説明してくれば私は率直に従います。しかし、理屈がどうもわからぬ、あの答弁では、もう一回一つはつきりして下さい。

○国務大臣(平井太郎君) 公社のこの問題に対する能力は十分あると私は認めております。またサービスの点においても、十分でき得ると、かように考へております。しかし、過去の実績も現状を十分考え、加入者などの意見も聞き、いろいろ勘案いたした結果が、公社もやる、また一般加入者の自営といふことも認めるならば、両々相待つて公社でやるよりも、むしろ一般大衆に対しての十分なるサービス

ができ、万全を期せられるのじゃないかという趣旨でこの法律案を出したのでございます。

○鈴木強君 そうするとあれですか、サービスの面で加入者が独自にやりたいといふことは、公社でやつてもいいよいか民間の会社でやつてもいい方てやうな点で、こういう要望にこたえてやうな点ですか。

○国務大臣(平井太郎君) この問題は、いろいろ過去には問題もございまして、加入者といつたしましては、やはりいろいろ加入者の立場がございまして希望もある、こうしてもらつた方が一番簡単にいけるだろうという事柄も、公社に対して注文も出ておると、かように存じます。そこで、公社といつたしましては、過去の実績というものが十分検討をいたしまして、こういう事柄においてやるのがほんとうに加入者大衆の利便になるというように観点に立つてこの法律案を出したと、かように私は解釈いたしております。なお、この点につきましては、公社側の事務当局者から説明することにいたします。

○鈴木強君 ちょっと、大臣に事務的な話をしても私はしょうがないと思ふのです。だから根本的な立法の精神に違反するのではないかと、私にはお尋ねしてゐるのです。それはあなたも第一条、第二条は認めておるのです。私の言つてゐるのは、立法の精神に反するやうなやり方を逐次拡大していくといふことはおかしいじゃないかといふことを聞かして、端的に言つて、加入者がそれでは民間の会社にやつてもらつた方が非常に便利がいいといふことは理由があると思ふの

です。そういう点は大臣から答弁していただかなくても事務当局からでも聞かして下さるが、そうすると、大體民間でやつてもらつた方がいいという理由、理由を一つ聞かしてもらいたいのです。大體半々くらい自営と直営とやられてゐるやうな点で、今までの実績を見ると、しかも、基準とか規格とか、そういうやうなものは確かに民間もいふと思ふ、その点は私も認めるのです。だが現状のそのくらい、要するに構内交換機の設備をやつていただく程度でいいのではないかと。今度付属設備については、総裁はそれ以上簡単だと言われるのですが、大事なスイッチの問題もありまして、この切りかえをどうするかという問題は前にも質問したのですが、これは自営の方に入つてしまふ、そうすると一週間に一ぺんか、一月に何べんかしらぬが、検査をやるらしいのです。巡視をするらしいのですが、それで果して設備の故障等に対して、それだけでは不十分か、この電話にも大へん影響を来して、この電話の故障等、そういうことを考えると、簡単ではないと思ふのです。この付属の問題を自営させるといふことは、そう簡単ではないと思ふのです。ですから、そういう意味でも問題があるし、なおかつ、公社の能力があつておやりになつてゐるのですから、今それをすのには何か理由があると思ふのです。私はその理由がはつきりすればいいが、わからぬから聞いておるのです。ですから、そういうことまで、事務的な問題まで関連しなければならぬから大臣に質問してゐるのですけれども、大臣から事務的なことを答弁しろと言つても無理だと思ふから、その精

神をあなたはどうか理解されておるか。どうも逆行されておる形を提案されることは、当事者の、責任を持つ大臣として、どうも提案理由を見ておると、付属設備を加入者に設備させる必要を認める、必要があると言つてゐるが、その必要があるといふその理由がよくわからぬので聞いておるのです。その立法精神について、大臣のはつきりした考え方を聞かせませんか。まずいけれどもやるのだという、精神には反するけれどもやるのか、精神には反しないからこれはいいんだと、その点をはつきりしてもらいたいのです。

○国務大臣(平井太郎君) 御指摘の立法精神はあくまでも私は尊重いたします。また今後とも当然のことと、そこで御指摘の自営を認めるか認めないかという事柄が対象になつてゐると思ひますが、精神といふものは、やはり国民大衆のためのものでございまして、それが非常によりよい立場において一般の公衆のためにもなり、またその法も曲げられないといふやうなものがあればよろしいのではなからうか、かように存じます。

○山田節男君 今の鈴木君の質問に関連してですが、こういう見解は——大臣がもし御答弁できなければ松田監理官でもいいし、梶井総裁でもいいけれども、今鈴木君の言うことを裏からいへば、いわゆる公衆電氣通信法の第一条、第二条、この第二条ですが、この公衆電氣通信役務、これは英語でコンメン・キャリア、これが第一条、第二条にうたつてあるのです。公衆電氣通信役務とは何であるか、「電氣通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電氣通信設備を他人の通信の用に供

すること。しかも、一条によって公社あるいは国際電報株式会社は、これには「合理的」となっております。これは国際的には公平にして妥当な料金で料金を取って通信の媒介をし、電気通信設備を使用させる、これが国際通念でいえる公衆通信——コンモン・キャリア、これは英米法の格好からすれば、料金を取る建前です。それから電報公社として公社を作ると同時に、もう有線電気通信法、公衆電気通信法を作った。この第一条、第二条は、いわゆる国際通念であるコンモン・キャリアです。金を取っておる。そして通信の媒介あるいは電気設備を使用させる、これは今公社がやっておるわけです。ところが、百五條になると、今までP B Xとか、その他構内電話程度のものは、これは自営をしいていいということになって、これは前の法律もそうであった。ところが、これはあとで私、公社にも聞きたいと思うのですが、これは、いわゆる今申し上げたのが、公衆通信法というのです。ところが、将来自営のものができて、有線放送兼電話というものがどんどんできてくるわけです。しかも、これは村内においては交換機をもって自由に話ができる、しかも、料金を取っておりません。ただの所もあるけれども、整理する意味で五円あるいは十円取っておる。そうすると、こういう法律があるにかかわらず、今の第五條のこの拡張解釈によって電話設備をやらせる、しかも、基準それから設備も、いわゆる一定の基準に適したものをやらせるということになると、公衆通信業務という概念が変ってくるのではないかと。今鈴木君の言うのは、裏からい

ばそうなんです。今まではいわゆる公衆通信業務というものは公社しかやっていないものだ。行く行くは、将来は民間でも料金を取ることができ、従来の公衆電気通信法にいう第一條、第二條というものが、解釈が変ってくるのではないかと。この今のやうな必要があつてこういうことになるのだから、これは電話を電報公社に拡張しろと言ったところで、大体、年じゅう一生懸命やっておるのでありますが、二十万くらいしかふえない。ですから、まだ今日の資金をもつてしては普及しないから、必要があつてこういう有線放送と電話をかねてやっておる、これは私はいいと思うのですが、根本のその解釈はどうなるかということですね。これはもし大臣が御答弁せずかしければ、だれか一つ監理官でもいいし、公社当局の人でもいいですが、この二点をどういうふうに解釈するかということをお聞きしたい。

○政府委員(松田英一君) ただいま公衆電気通信法第一條、二條に關連して今度の百五條の改正の問題、あるいは現在問題になつておる有線放送設備を御利用する電話等の問題に言及されまして御質問でございますが、私ども、この公衆電気通信法を解釈いたしますと、またさらに日本電信電話公社法等とあわせて考えまして、公衆電気通信法で言つております公衆電気通信業務の提供のごときでございますが、これは「電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること」というふうに書いてございまして、大体通信サービスを提供するということを主に

して書いてあるわけでありまして。それで百五條の今回の改正によつて考へております件、あるいは従来からやつておりました構内交換設備の自営の問題といひますのは、通信サービスの面として考えましては、あくまでも公社の通信サービスでございまして、その公社の通信サービスをその設備を設置するとき、あるいはまたそれを維持していくとき、つまりサービスの裏側に入つてくるような事柄について、若干の国民の、あるいは加入者の要望というものを考へあわせて、この程度のことにはやつた方が加入者の要望に沿う、あるいは国民の要望に沿うという点で認められてゐるのではないかと。従ひまして、公衆電気通信法の中にも、すでに百五條そのものによりまして、ある限られた場合においてはそういうサービスといふ意味で裏側のやうな仕事についてはそういうものにやらせて、公社もやるが、そういう加入者の自営といふものもあつて、それでもつてかゆい所に手の届くやうな国民に対するサービスができるというふうな意味で、全体として法律的には処置されてゐるのだと考へる次第でございます。また公社法の中にも公社法の第一條に「公衆電気通信事業の合理的かつ能率的な経営の体制を確立し」ということがございまして、日本電信電話公社が日本全国の電話というものを、電気通信といふものは、やはり全体的に能率的に動かなければならぬ。巨大な事業の能率的な運営という点では、やはりそういうたぐい末端な点、微細な点にわたつて加入者の自営というふうな助けをそ

こに借りていくことは、決してこの精神とは矛盾しないのではないかと。今にも考へられるわけでありまして。ただ現在問題になつております有線放送電話の問題にいたしまして、やはりこういう精神と矛盾しない限度において、一体そういう必要性がどの程度にあるかといふやうなところを考へあわせて事柄を解決しなければならぬ問題ではないかといふふうに考へる次第でございます。

○山田節男君 ども私ははつきりしないのですが、政府が近く出すという有線放送電話法案、私、この内容を知りませんけれども、先ほど申し上げたやうに、いわゆる公衆通信業務という、コンモン・キャリアという概念が、百五條の追加によつて、公衆通信業務という意味がこの法に示してあるのと実質上違つてくるのじゃないか。と言ふのは、先ほど申し上げたやうに、実際に各農村等で有線放送兼電話設備をしておるものはサービスをやつて対価を取つておるのです。料金を取つておるのです。取らない所もありますが、取る所も多い。また現在取つてない所も将来整理上次第に料金を取るやうになるというところは、これは私必然だろふと思つてゐる。そうなつてきた場合、この第二條の第三号の意味が非常に拡張解釈される、拡張解釈と言ふよりも、むしろ新規の公衆通信業務といふものが生じてくるのじゃないか。ですから、今政府が出そうとする有線放送電話法案というものでこの公衆通信法がこれで矛盾しないようにしてあればいいが、そうでない場合には私は非常に矛盾してくるということを申し上げた。今の監理官の御説明では、断定の

御答弁がない。これは英米法ではコンモン・キャリアといふことは精細に説明してある。日本ではきつめて簡単な文字になつておるが、精神からいへば、このコンモン・キャリアといふものは、その簡単なものでないと思う。ですから、有線放送電話法案でそれをカバーするやうなものを出すのかどうか、この点はどうなのですか。

○政府委員(松田英一君) お答え申し上げます。現在の法律体制といたしまして、公衆電気通信法のほかに有線電気通信法がやはり電気通信の規律につきましての基本法になつておりまして、その法律と公衆電気通信法と両方総合的に考へまして、私ども日本の電気通信体制を考へておる次第でございますが、そこで、一方公社といたしましては、公衆電気通信といふものをできるだけここに第一條に書いてございしますやうに、そのサービスを公共の福祉に適用するやうに提供していかねばならないわけでございますけれども、一面、公衆電気通信法の中には、たとへばその第四條のところに書いてございします例外規定、あるいは第十條に書いてありますやうな例外規定、そういったところでもつてある事柄に限られた場合の特殊性を持つてゐる事柄の解決のためには、こういうことも可能であるといふ面を同時に書いておるわけでございます。そこで、そういう事柄と公社が本来本筋の公衆電気通信事業をやつていくという面とが両方かみ合わされて、日本全体の公衆電気通信規律の体制といふものができ上つておりますので、もちろん本筋といたしましては、日本電信電話公社が公衆電気通信といふものを大いに便利

になるようにやっていかなければなら
ないわけでございますけれども、末
端の点あるいはごく特殊なケース
においては、そうでない面という
ものも生じ得る、しかも、その
限度をどういうふうに考えていく
かということとは、これは非常に
私どもとして注意をしておかな
ければならぬ、むしろ問題でござ
いますけれども、しかし、そうい
う面が全然ないというわけでは
ない、ということ一つ御理解を
いただきたいと思います。

つ御所見を聞きたいのです。が、現在の公社としては、資金上の制限もあるし、また、ことに都市を中心とし、あるいは合併しました新町村地区における電話の統合の建設計画などを見ても、なかなかこれは時間もおかるわけです。しかし、一方からいえば電話の普及ということは、これはもう今日の時代の要求であって、しかも、僻陋な農村等においては電話があるとないによつて、経済的な文化的な生活が非常に変わってくるわけです。ですから、私はこれはあえて反対するわけではない。ただアメリカの例をとってみますと、アメリカの電話の発達史を見ますと、なるほど、今日はベル会社がほとんど七〇％ぐらい持っておりましても、なかなか電話の普及はできないものなんです。各地に必要に応じていわゆる独立した電話会社を作つてしまつて、電話事業をやつておる。それが次第に統合されて、まあ今日あれほど電話を普及しておるし、また今日統合されましたけれども、ベル電話会社以外にかなり多数な、いわゆる自営といえますが、独立した電話会社があるわけです。ですから日本も将来これはこうい

うように一つ基準をこしらえられて
電電公社のやっておられる電話設備の
基準に照らして、それと同等な設備を
すれば、今後現在はまだ規格に合つて
おりません。あるいは配線にいたしまし
ても何にしましても、公社の基準と全
然違わないものをやるといふ建前にな
ると私は思う。そうすると僻地にある
農村に電話を普及するといふことは、私
は今回のこの法律の追加修正は非常に
いいアイデアだと思ふのです。しかし
政府としては、公衆通信役務というも
のは、電電通信役務というものは電電
公社がやるという建前になっておる。

ただ便宜上、必要に依じてそういう自営をやらしておるけれども、基準も公社並みにしておいて、将来時期が来たらば統合せしめる。ただ電話を普及せしめる一つの便宜といえますか、電電公社の資金上、とてもそのスピードに乗れぬから、とりあえずこういうことでおやりになるならば、まだお話がわかるわけです。しかし、今の必要があれば、ただ第五條に第四号を加えて、だんだんやらすのだ。農林省も自治庁もだんだんやらすのだ。現在すでにこの有線放送法に引つかつていて、ところが、電話だけでも約七十万あるわけですね。ですからこれが一年たてば、あるいはこれは今年度におきましては二十万出るのはないかということになり、それがさらに五十万になります。現在私どものところに訴えてきているところをみますと、全国有線放送協議会というものができております。これは荷見君が会長でありますが、これらの人たちの話を聞くと、やはり私と同じような話です。現に電電公社に追いつかない。金がかかるし、農林

省、自治庁も助成金を下付することによつて安く電話が引ける、こういうことでやっておる。ですから、私最初に申し上げましたように、この公衆電氣通信の第一条、第二条における公衆電氣通信債務というこの国際的概念をこのままにしておけば、拡張解釈ということでは実質上意味が變つて参るわけです。ですから大臣としては、この電話の普及を安く、きわめて迅速に、しかも、新農村建設という時代の波に乗じてやらして、行く行くは公社の経営と同じような水準のものを作らしていただきたい。必要があればこれもう統合などもさせるのだ、ただこれは普及の便宜上の手段としてやるのだ、こういう方針でこういうことをおやりになるのか。あるいはいやそうじゃない、もう自営で二つの線はやらせないのだ、一つの線だけでもって僻地だけでやらせるのだ、そういう御方針なのか、どっちなのか。これ一つ御答弁できれば明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(平井太郎君)　ちよつと公社の総裁から一つ……。

○説明員(梶井剛君) 今の有線放送の事柄と、この問題と関連してお尋ねでございませうけれども、私どもには有線放送とこれとは必ずしも同じものではないという考えであります。従つて、今度の増設電話につきましては、公衆電氣通信法の第一条の立法の精神に必ずしも反するものではない、ただ加入者の希望をいれて、設備の一部分を普及せしめるというにすぎないのですが、従つて、この規格そのものが十分一般公衆通信に適する限りは、それを接続しよう、一方有線放送につきましては、

これは有線放送というものが、本来電話ではなくて、共同聴取という形で生まれたわけであります。ところが、有線放送にさらにくっつけて電話機をぶら下げて、そうしてそれを交換しておるというような事態が最近においてだんだん生まれてきたのであります。従つて、これは今まで予想されなかった事態が発生したのでありますから、これに対しては、さらに公衆電気通信法から見ましてそいつを再検討する、どういう方針でもってこれを統合するか、どういふふうに規制するかという

ことをやらなければならぬのだらうと思ひます。しかし、ただいま例に引か

アメリカの電話の事情は、アメリカ電話電信会社が、これは民間会

者として言論事業を經營してゐるのであります。従つて、独占の權利を持つてゐるわけでは無い。一方、由々置舌

ていふ材料ではない。一方、独立骨計
会社の方は、またこれに対抗して相当
の電話機の数を持っているわけであり

ます。両方が相待つて競争状態に置かれて初めて事業の運営が行われてゐる。

のであります。でありますから、アメリカにおける立法の精神というもの

は、公社が公衆電気通信法によつて通信の役務を提供するところの、全面的

の役務を提供するところの義務を負っているのとやや異なっており、また

ら、アメリカの例をもつて直ちに日本の例を律することはできないと、こう

思いますが、しかし一面において、有線放送が漸次それを拡大して参りました。

て、そうして自分で交換し、さらにわれわれの設備にまで接続を要求してく

ると予想されますので、これに対して

れを善処するということを考えられておるようであります。いずれこの問題につきましましては、法案を提出されることと思ひますから、その法案が提出されました際に、この問題が公衆電気通信法に抵触するかいなやについてあらためて御検討を願ひたいと、こう思ひます。

○山田節男君 農林省振興局のだけれか見えておりますか。それから自治庁来ておりますか。

○理事(手島榮君) 農林省は来ております。

○山田節男君 農林省はどなたが見えておりますか。

○理事(手島栄君) 振興課長。

予算の審議に当つて、来年度の予算に
新農村建設の予算として農林省の方で
担当は頂つた予算を要交さしてゐる。

相対的な密の予算を要求されておったと思いますが、その中で有線放送設備設置、これは農林省は主として農薬協司

組合を主体に考えておられるように私は思いますが、三十一年度は大体対象

地域を五百三十四、それに対す助成金を十三億円、三十二年度におきまして

は、十九億三千二百万円計上しておられるわけですが、これによって大体有

線放送並びに有線放送兼電話施設を一體どのくらいやられるつもりなのか、

その数字を一つお聞きしたいと思ひます。

○説明員(庵原文二君) 農林省の振興課長であります。ただいま御質問のご

ございました新農村建設事業の一つとい
たしまして、農事放送施設をやってお

りますが、内容は有線放送施設でございませう。ただ事業の運営といたしま

術指導その他伝達あるいは市況の放送等に重点を置いてやっておりますので、農事放送施設とわれわれは称しているわけでございますが、三十一年度におきましては、たゞいまお話のございましたように、新農村建設全体として、五百三十四地域の農山漁村を対象にしてやっておりますわけでございます。この五百三十四の農山漁村、正確に申しますと農林漁業地域でございますが、この農林漁業地域の中で有線放送を実施いたしました地域が百九十二でございます。それから年度の予算につきましては、たゞいまお話のように、新農村建設全体といたしまして約二十八億の補助金を計上いたしておりますが、この新農村建設の対象となります地域は全体で五百を予定いたしております。この千五百の中には本年度実施いたしました約五百の地域が含まれることでございますので、新規に実施いたします、着手いたします地域は約千でございます。で、この中でどれくらいの有線放送事業が行われるかという点につきましては、この新農村建設事業の建前からいたしまして、当初から土地改良事業に幾らの補助金を割り当てる、あるいは農山漁村の共同施設に幾らの補助金を割り当てる、また生活改善とか農事放送等の生活施設に幾ら割り当てるというようなことをいたしております。各農山漁村で自主的に最も必要であり、経済効果も高いというものを選択してもらいまして、その選択した事業を中心に村作り計画をそれぞれの村で作ってもらうことになっております。この村作り計画は農山漁村振興計画と称しておりますが、

そういう自主的に立てられました農山漁村振興計画というものが、村の段階から県の段階に上って参りまして、県の段階で審査をいたすわけでございまして、この審査されました計画のうちで、国が補助の対象とすべきものにつきましては、これを農林省に打合せをする事になっております。そういう仕組みにいたしまして、農林省が適当と認めましたものについてのみ補助金を交付いたしておるわけでございまして、最初からどれくらいの実業が行われるかということは、たゞいま明らかにできないのでございまして、これは新農村建設事業のやり方からいたしまして、かような次第になるわけでございまして。

○山田節男君 三十一年十二月末の現在の資料を見ると、放送通話兼用設備の中に、有線放送とテレホンと兼用しているわけですが、テレホン方式というこの設備が百四十四、それからスピーカー数、電話も含まれておると思ひますが、電話設備は、これはカッコーで電話として五万五千七百二十三、で、三十二年の予算で、この予算もふえてきて、それから対象地域も昨年より倍以上にやっていると云うことになっておれば、やはり有線と電話との兼用の放送設備は相当ふえるのじゃないか。その数字はあなただけの方ではつきりしないと言われますが、このテレホン方式の設備が百四十四、それからスピーカー数六万九千五百五十七、カッコーして五万五千七百二十三としてある、これはやはり農林省関係だけの助成金によつて有線放送電話設備ができたのか、あるいはこの中には自治庁の有線放送の施設奨励の結果としての生

まれたものが含まれているのか、この点はどうなっているのですか。
○説明員(庵原文二君) 自治庁関係の方は私存じませんけれども、おそらくたゞいまの数字は、昨年度行われまして有線放送全体の数字ではないかと想像いたします。御承知のように、非常に勢いでこの有線放送施設が普及しつつございまして、農林省で助成の対象といたしますのは、その全部についてやるわけじゃございませんので、比較的交通、通信、連絡の不便な地域に助成を行なっているわけでございまして、農林省が助成の対象といたしたものは、先ほど申し上げました百九十二、個所数にいたしまして約二百七十くらいでございまして。

○山田節男君 この農林省に関する限りにおいての所見を伺いたいのです。が、先ほど来いろいろ大臣からも、公社の当局者の答弁のありましたところから、それからこの法律の提案理由、それから近く政府が出すであろう有線放送法、この要綱なんかを見ても、少くとも三十二年度から農林省並びに自治庁が有線放送の設置のために特別助成をするということになるからには、この施設というものがやはり何と云へば、一定の基準に合致したものでなければならぬ。そうすれば従来よりも非常に費用がかかると思ふのです。われわれが週日神奈川県下の伊勢原郡成瀬村という所へ行つた。そこで約五百五十個の有線放送兼電話をやっているわけだ。大体この資料を見ますと、一個当たり四千五百円当たりでございまして、ところが配線、電話のその他の施設を入れて、今度一定の基準、この法律の改正が通れば、省令

においてはおそらく基準をこまかく作るのだからと思はれる。そうすると、従来よりか費用が非常に高くなるのじゃないか、私よくわかりませんが、少くとも倍くらゐになるのじゃないか、そういうふうになれば、現在対象にしておられる数というものが、基準というものを高くしないということになれば、今計画しておられる千五百の中で千くらいは有線放送、少くもその中で何%電話設備をやるか、これはわからぬと言われるけれども、おそらくわれわれの知っている限りにおいては、過半数、少くとも半分以上は電話を要求します、そういったような場合に、従来の四千五百円でできたものが、今度新しい基準というものが示されてくるといふと、相当コストが高くなる、そうしてこの助成をしていく対象が従つてこれは減らなくちゃならぬわけなんです。そこあたりはどういうふうにか考へておられるか、考へを承りたい。

○説明員(庵原文二君) 農林省といたしましては、新農村建設事業として取り上げております事業が、おもなものをあげても約三十くらいはございまして、その中の一つに農事放送施設というものがあつてございまして、まあこの土地改良その他土地条件の整備でございますとか、あるいは農林水産物の流通改善に関するいろいろな共同施設でございますとか、気持としてはそういうところに重点を置いて参りたいという気持を持っております。ただ有線放送施設というのは、農山漁村にとりまして非常に効果の大きい、いい施設でございまして、私どもこれが非常に普及して参るといふこ

とは歓迎しておりますけれども、ただ国の助成の対象とするかどうかという点については、若干限定して考える必要があるのじゃないか。たゞいま御指摘になりましたように、いろいろな規格や基準がきめられます結果、非常に経費が高つくというお話でございまして、これはどういふふうな基準になりますかによりまして、いろいろ変わるわけでございまして、農林省がたゞいま助成の対象にしておりますものは、比較的優秀なものなるべくやっております。それで現在程度の基準なり、あるいは規格なりが行われても、特に地域数が急激に減るということとはなからうと思ひます。ただその場合、繰り返して申し上げますけれども、有線放送を実施いたします地域と、それから国の助成の対象といたします地域と、私ども分けて考へておりますので、その辺で、お説のような規格、基準というものが非常に高度にきめられた場合、全体としての普及は減るのじゃないかというところは、あるいは私どもも想像いたしておるところでございまして。

○山田節男君 そうしますと、基準がきめられることによつて単価が高くなる、そうすればこの法律ができる前に計画された数は三十二年度に行きといたことは、これは私は確定した事実だと思ひますけれども、そこで、農林省としては、電電公社では、これは都市あるいは町、それから村にしましても、電話の十や十五ある所はあつて、ところが、あなたの所で助成費を出されて施設せしむる所はむろんこれは僻地だらうと思ひます。僻地といひ

ますか、要するに電話のもうとも引ばれないような、公社としても採算とよいいますか、普通の採算ではできないような所に普及させる、そういう意味なのか。これが千葉県あたりなんか見ると、必ずしもそうではないわけですね。そこに今の電電公社も、自営の高が競合するのではないか、そこに私が最初と言っているいわゆる公衆電気通信法の第一条、第二条の精神が違ってくるのではないかと、こういうふうに思ふのですが、あなたの方の助成をする有線放送電話の施設をする所はどういう所を指定しているのですか。僻地といつても電話のある所もあるわけですね。現に神奈川県下のわれわれの行つた所の約六百五十戸の部落において、電話が十三かある。その中に自営の六百近くのものがあるわけですね。そういうのが標準になるのかどうか。あなたの方の助成の基準、標準に入る設置場所、これはどういう基準を置いておられるのか、この点をお伺いしたい。

○説明員(庵原文二君) ただいま御指摘になりました千葉県の例でございますが、御承知のように千葉県は早くからこの事業が普及しておりまして、農林省が助成を始めて前年から非常にたくさんできておるわけでございます。そういう前からできております所は別といたしまして、もう一つ例としておあげになりました神奈川県の成瀬農業協同組合、こういうような所は農林省は助成の対象とはいはしておりません。しかし、どういふ所にやるのかというお尋ねでございますが、これはやはり都市近郊等で非常に通信も発達しておる、それから地元の負担力も相当にあるというような所では、私どもは助成の対象にはしない方針でございます。そういう所以外の農山漁村におきましてこういう施設をやることは、いろいろ農業の面から見ても非常に効果的でございますので、助成を続けたいという考えでございます。具体的には、毎年およそ一千ぐらゐの農業地域について、新農村建設の一つ一つの地域の実態を調べまして、計画の内容等も審査いたしました上で決定いたすわけでございます。大体のところは、そういうような都市近郊を除く、一般に通信の不便な所というところでございまして、ただ通信等が少しばかり入っているというだけで、もう通信設備があるというところは言えないわけでございまして、こういうような非常に有効な施設が、広く農山漁家の人々にも文明の恩恵に浴するということとは非常に好ましいことだと思ひまして、そういうような所をむしろ積極的に奨励をして参りたいというふうに考えております。

○山田節男君 これは郵政大臣、郵政省にお伺いしますが、今度国会に出される有線放送電話法、あるいはこの公衆電気通信法の第五十五条の第四号を追加修正するというこの精神は、一町一村だけの範囲内のものであるか。複数、すなわち二つ三つ四つ、そういう町村の複数にわたってこういう施設をすることは許す方針か許さぬ方針か。○国務大臣(平井太郎君) この問題は非常にむずかしい問題でございます。現在事務当局においても検討中でございます。しばらくすれば大体郵政省といたしまして、これが決定を、基本方針を立て得る、かように存じております。

○政府委員(松田英一君) ただいまの御質問におきまして、ただいまここで問題になっております公衆電気通信法の第五十五条の改正の方につきましては、これはどここの地域という制限をいたしませんで、全国どこでもこういう増設電話機というものの自営というものには認めるという方針であります。有線電話の利用につきましては、ただいま大臣から御答弁のありました通りであります。

○山田節男君 今の監理官の御答弁は、複数の町村には許さない、こういう御趣旨ですか。○政府委員(松田英一君) 有線放送利用の電話の問題につきましては、大臣の御答弁になつた通りで、われわれ慎重に検討中でございます。ただいまここで問題になっております公衆電気通信法の改正といたしまして出しております増設電話機等の自営という問題につきましても、範囲というものは、これはむしろ区域の制限をいたしております。○山田節男君 これは郵政省にお伺いしますが、そういたしますと、今度相当基準の高い、いわゆる公社の電気通信設備と変らない程度のものでございまして、その施設のしるべき村から交換台を通じて、たとえばそこから、神奈川県でいえば、東京とか大阪への電話をかける、かけられる、こういうふうになるのが私は理想形態じゃないかと思ふのですが、それをさらにいよいよ設備をしていく人の便利からいへば、一町村に限るべきものではない、やはり複数の町村にまたがって範囲が広いほど利用者の便利がいいわけですから、だから趣旨からいへば、私は、その方がいんじゃないか。しかしながら、この公衆電気通信法の精神からいくと、僻地でしかもなるべく電電公社と競合しない場所に、しかも、複数の地域が拡大すれば拡大するほど、電電公社等の事業と競合しないじゃないか、これは私、しろうとだからわかりませんが、理屈からいへば、そういうことが考えられる。ですから今大臣としては、単数地域に限る、町村に限る、あるいは複数の町村にわたるかというところもまだ検討中だとおっしゃいます。しかし、これはどちらかにきまるわけですが、一方複数の地域にきまれば、私からいってみれば、公衆電気通信業務という、いわゆる概念が変ってくるわけですね。しかしながら、利用者の利便という点から考えれば、たとえばこの公衆電気通信法の一つ、二条の精神を多少歪曲しても、複数の町村に拡大をしてもかまわぬというのが正しいのじゃないか、これはいづれ有線放送電話法でその内容は私ははっきりするだろうと思ひますが、この点一つ私は重大な、極端にいへば、日本における将来電話の施設を急速に普及せしめるためには、これは手段としては決して悪いとは思ひません。ただし、重ねて申し上げますが、いわゆるコンモン・キアリアという觀念が従来のものではいかぬ、電電公社の独占事業ではない、こういう一つの革命的な立法になるのだから、省令あるいは政令あるいは他の単独法において、この公衆通信業務という基本概念、これがあいまいにならないように、これがあいま

とも、政府としては考えておくべきではないかというので私は御質問申し上げたのです。で、こいねがわくは、有線放送電話法を出される場合、あるいはこの法律に基いて省令あるいは政令が出されるだろうと私は思うのですけれども、そこには十分にやはり万全な準備だけはしておかれたいと、そう法律というものは朝三暮四するわけにはいかない。要望でありますけれども、この点は一つ特に郵政省として、また画期的なものである。しかも、時代の要求は、公社のみにまかしておいたのではなかなか用をたさないという必要から生まれたもので、あえて私は反対するものではありませんけれども、その点は十分郵政当局が考えていただきたことと強く一つ要望しまして、私の質問を終わります。

○鈴木強君 さっきの質問で答弁まだ残っておるのがあるのですが、さっきの民間の設備を設置することに對して、非常に要望があるということなんです、公社のサービスというものは、今のPBXのサービスの基準はどうなっておりますか、その点を一つ答弁してもらいたい。

それから今の有線放送の問題は、これは後日に譲りたいと思っておりますが、せっかく農林省から来ておられるので、ちょっと課長さんにお尋ねしておきたいのですが、この有線放送をあなたの方では農村再建政策の中に取り上げておられるようです。補助金も出しておられるようですが、実際に有線放送の現在の運営の状況をお調べになったことがありますか、その点を最初に御質問したい。

○説明員(農林省二君) まだ全国的な調査がまとまっておりませんが、今調査中であります。

○鈴木強君 調査したところもあるわけですか。

○説明員(農林省二君) ございます。

○鈴木強君 それでは今問題になっておりますのは、ただ単に有線放送設備であれば、これは放送法に基いて許可されて設置されておられるわけですが、実際としては、あの有線放送が有線放送でないのです。成瀬の例を見ますと、千五、六百通話が、実際に電話の媒介によって通話をやっております。そうなりますと、今法律改正を考えておられるようですが、現在の公衆電気通信法からいって、これは法律違反のような形になるわけですか。ですからそういうことを農林省で知っておるとすれば、やはり法に基いて、単なる有線放送設備ですから、そういうふうな規制をしていただかなければならぬと思っておったのですが、現実には、名目には有線放送であつて、実際には電話の通話をしておる。だから非常に便利だということをおっしゃる。こういう矛盾が出ておるといふことを御存じですか、どうですか。

○説明員(農林省二君) 私どもの指導といたしまして、農林漁業関係に関する経営あるいは技術指導、そういうものを指導といいますが、啓蒙といいますが、そういうような生産水準を上げていく、生活水準を上げていくということがおのまな目的でございます。有線放送施設の使い方としましては、通話は、そういう一斉放送、伝達をやらないうちに限って行うということとを第一前提にしておりますのと、それからその時間割が問題になるわけ

でございますので、一斉放送あるいは伝達等をやる時間をこえてはいけないうと、通話の方が少なくなてはいけないうようなことを指導いたしております。ただ御指摘のありました成瀬等につきましても、私実態を詳しく知りませんけれども、いろいろな放送すべき項目、政府のいろいろな新しい施策であるとか、予算の内容であるとか、技術的な指導項目であるとか、そういうようなものを随時いろいろな都道府県などを通じて流すような方法をとっておるわけでありまして。

○鈴木強君 ちょっと考え方が私たちの考え方と違うようですねけれども、やはりあなたのお話ですと、時間を区切って、同時放送、周知をやらないう場合には、通話をやってもいいというふうにとれるのです。そこが問題なんです。そういうことと自体が、厳密にいうと公衆電気通信法違反になるおそれが多分にある。だから今度改正しようというところが出ておるのです。少くとも農林省のそういうことを担当される課長が公衆電気通信法を知らずに指導しておると思えないのですよ。そういう関連性があることを十分にこれは考えていただきたいと思います。これは要望ですが、いざ有線放送の際に、詳細に皆さんの今まで指導されておることもお聞きしたいと思っております。それを補助金まで出してやることに、われわれ通信委員会としては問題にしておいたわけなんです。そういう点があることを一つ御記憶願いたいと思つた。

○説明員(吉澤武雄君) 鈴木委員の御質問の点でございますが、サービスの基準が、公社でやるのと自営でやるのと、どんなふうに考えておるのか、こういう御質問と存じますが、御存じのように、構内交換電話の自営を認める際におきましては、これは非常に大事な質問でございます。考え方としては、やはり設備なり、方式なり、機械によつて、それぞれの技術基準を的確に定めておくことが非常に大事だという観点から、公社のやっておりますと同じ技術基準を守つていただく、こういう基本の考え方でございます。従いまして、今回問題になっております付属電話機につきましても、公社が現在保守しておる、あるいは機械に對する用品の規格、こういう点につきましても、公社と同等というふうに考えていきたいと思つた。

と、どんなふうに考えておるのか、こういう御質問と存じますが、御存じのように、構内交換電話の自営を認める際におきましては、これは非常に大事な質問でございます。考え方としては、やはり設備なり、方式なり、機械によつて、それぞれの技術基準を的確に定めておくことが非常に大事だという観点から、公社のやっておりますと同じ技術基準を守つていただく、こういう基本の考え方でございます。従いまして、今回問題になっております付属電話機につきましても、公社が現在保守しておる、あるいは機械に對する用品の規格、こういう点につきましても、公社と同等というふうに考えていきたいと思つた。

○鈴木強君 業務局長、そういうことでなしに、実際に公社がやる、自営と直営とやっているわけでしょう。自営の方を公社によつてはやつてもらいたい、こういう熱望があるから、あえて拡大するのだと言つておられますが、それは公社がやつても、あるいは民間にお願ひしても、同じ基準で、同じサービスを提供するならば、なぜ公社でなしに、民間にしてみたらいいという意見があるかというのを聞いています。その際に、たとえば架設する料金、コストが非常に公社でやられれば安く、その方がいいのかどうか。今度のこの法律改正によつて、電話設備負担臨時措置法を付則によつて変えようということとまでやっているのではありませんか。こういうことで、設備臨時措置法という法律があるのを、そつちを変えないで、今度のこの法律によつて、付則を作つて、それ

で曲げてしまおうというようなところに問題があるのですが、それは別問題として、具体的に利用者が民間を選ぶという理由ですね、同じ基準、同じ設備であるなら、どうして公社にやつてもらいたくない、民間の公社にやつてもらいたくない、その理由はどこにあるのですか。

○説明員(吉澤武雄君) 基本的な問題として、先ほど来郵政大臣並びに公社總裁からお答えしたと同じことだと思つていますが、今回の付属電話機を自営に移す理由というのは、ただいま申し上げました通り、すでに御説明があつたのでありまして、私ども補足いたしました。現在の加入者においても、そういう希望があるというところは實際あるのでございます。それは公社の方のサービスが悪くて、自営の方がサービスがいいと、こういう考え方から要望があるというふうには私は考えておりません。ただ公社の電話機なり、あるいは機械の種類というものが、ある程度これは均一なものであります。従つて、個々の加入者がいろいろな自分の希望というものがあつて、個々のものでございまして、それはそれぞれの個々のものでございまして、一々それを公社が直営するといふ煩にたえない部分が實際問題としてあるわけなんです。たとえば電話機のパイロット・ランプでございますが、これは公社はまだそこまで実際の規格としては提供していません。しかし、ある会社におきましては、乙増にかかれパイロット・ランプがつく、電話がかかれランプがつく、こういうような希望がございまして、また公社といったしましては、色電話につきましては、将来は色電話機もいろいろな種類を持

ちたいと考えております。現在の段階におきまして、種々雑多の色の好みがあるといえますと、やはり増えたりに自分は色電話をつけたい、端的にいえばそんなようなことがおいおい現われております。そういう意味におきましては、サービスの実際の比較でなくして、個々の希望というものがあから、こういうようなことからやはりPBXでなくて、増の自営を認めて、利用者が満足するようにサービスを提

供して差しつかえないではないか、ただし私どもの考えといたしましては、先ほど申しました技術の基準なり、保守のサービスをあくまでも低下させない、これは完全に守っていただくという前提でございます。かつまた、公社もこれによって従来の付属電話機の販売なり、あるいはサービスの維持ということを決しておろそかにするわけじゃありません。依然として、私どもとしましては、この利用者、希望のある方に対しては積極的に応ずるつもりでございます。また業者の方も今回の自営に移りまして、積極的にこの付属電話機を勧誘して歩くということが期待されます。その結果、全体的に電話の利用の度が増しまして、即公衆の利便を増すということになればけっこうじゃないか、こんなふうに考えております。

○山田節男君 先ほど私、質問を打ち切りましたが、自治庁から説明委員が見えておりますから、ちょっと質問をいたします。前の質問に関連しての質問ですが、今年度の予算に、町村における新農村建設という意味だろうと思ふのですが、約十億円の予算が計上してあるわけですが、この中で有線放送

兼電話を設置する対象としてあげられているものが何基くらいあるか、わかつておればちょっと知らしていただきたい。

○説明員(中村啓一君) 僭越でございますが、お答えをいたします。合併した町村に対しては、昨年からの合併後の経営の合理化なり運営の一体化に役立つようにということで、施設の補助金を出しております。三十一年度は平均六十万円、全国二百町村にそういう施設の補助金を出しておりますが、そのうち、有線放送を選定いたしました市町村は三十一年度は、従いまして、全体の施設補助対象市町村の一割五分見当が有線放送の事業を選定をいたしております。三十二年度は、お話のように、平均二百五十万円、約五百町村が補助予定に予定されております。おそろく三十一年度の実績見当は少くとも有線放送を希望する新市町村があることだと存じております。

○山田節男君 自治庁の方は、助成の団体は主として町村自治体だろうと思ふのです。農林省の方では農業協同組合が主体になっておるようには、見るのですが、そうした場合に、今度といういったような法律の改正ができて、一定以上の基準を持たなければいけないということになると、従来、町村直営の農業協同組合の直営のと、これは私、実地に比較したことはありませんが、いろいろな点において差があるのじゃないか、いい所もあり、悪い所もある。ですから今度の法律の改正の趣旨からいっても、また将来国会に出されるであろう有線放送法、こういう精神から来れば、少くとも自治庁は町村自治体だけにいいのだ、こうい

う考えじゃなくて、少くとも農業協同組合のやっているもの、あるいは公社直接のものが併存ということはないかもしらぬけれども、しかし、今私が申し上げたような、複数の町村にわたるということが私は理想の形態だと思ふ。法律がそれを許すかどうか、暫定的にはわかりませんが、そう

いった場合に、自治庁は自治庁だ、農林省は農林省だ、電電公社は電電公社だ、こういうことは、設備を使用する精神からいってまずいのではないかと申すのです。ですから、少くとも三十二年度において、こういう法律が通過して法制化するということになれば、自治庁としては、農林省とはやはり全国的な意味において緊密な連絡をとってやらないと、できたものにいろいろな何といえますか、格差というものができてしまうということになり、長い目で見ると、国家的に見て不利になる。今日までそういうことを注意してやっておられたかどうか。そうして昨年度の、三十一年度の有線放送は三十一地域、この中で電話を兼用しておるものが何地域あるか、それから電話の個数がどのくらいあるか、これがわかれば一つ、三十二年度予算において、も、どういふ見込みを立てておられるか、電話までわかればその数字をお示し願いたい。

○説明員(中村啓一君) 実は、私ども自治庁で合併をさせていただいておるわけでございますが、おかげさまで大部分の町村が合併をなさったわけでございまして、合併町村で一番希望をいたしておりますのは、できるだけ合併町村の区域に見合せて電信電話局の統合なり、あるいは回線の増ということを

熱望いたしておるようであります。その点は郵政御当局の方の大へんな御努力で年々と充実していただいておりますので、自治庁として、合併町村に施設の補助金を出す、その場合、有線放送も事業の対象にいたしておりますが、やはり考え方は、山間等の合併でどうしても町村の経営の上

に、町村内としての一つの連絡施設が要るのだという町村を限定して出すようにいたしております。割合大きな規模の合併が山間僻地に多い実情でもございまして、有線放送を希望する市町村も、昨年度の実績で一割五分見当に上ったわけでございまして、三十二年度もおおむねその見当になろうかと存じております。昨年設置をした町村の電話その他の状況の詳細な資料を持ち合わせておりませんが、大へん恐縮でございますが、いずれにしても、三十一年度に実施をいたしました際も、郵政関係御当局の御指導をいただきました。できるだけまあ効率的に全体をという考え方で進めておるつもりでございます。それから農林省でおやりになっております農協を一応事業主体としてやっております連絡施設でありまして、これも私どもの考え方としては、それぞれの地域社会が最もいい工合に運営されていくように役立っていくればそれでいいのだという考え方に立っておりますので、自治庁で補助金を出して、事業主体が町村になっていものと、それから農林省でおやりのもの、事業主体が農協になっておるもの、そういう事業主体の別にあまりこだわらないで、できるだけ施設がそういうことで導入をされるなら、地域の一体経営に役立つように運営され

るといふことを期待していきたく存じておるわけでございます。

○山田節男君 これは濱田電波監理局長が来ておられるようでありますから、ちょっとこれに関連してお聞きしたいと思うのですが、今度こういう公衆電気通信法の一部改正、それから有線放送電話法案が出ますね、御承知のように、ラジオももちろんラジオの有線放送をやっておるわけですが、テレビジョンの有線放送、これは放送はもとから有線放送するのみならず、今の何といえますか、テレビジョンの受信でクロード・サーキット・システム、これに自然的になる、こういった場合に、もうすでに電話でラジオ放送する、有線放送するということ、これは私どもが実は北海道に行つて現実に作つたものを見たのですが、ここ数年にして改正しなければならぬ。さらに今日のテレビが今後非常に普及するようになり、これは将来工場とか学校放送もそういうふうになり、さらに商業とか公共放送も有線放送にするということも、これは私はすでに日本にあるかどうか知りませんが、しかし、近いうちにそうなるのではないかと、そういうことを考えると、今、有線の電話とラジオ放送の有線という問題が起きて、将来テレビというものが有線放送というものになると、またもう一つ法律を変えなければならぬと思うのですが、これはそういうことまで考えておられるかどうか、知りませんが、おたしか、これはこの法律を今審議されるに当って、テレビジョンの有線放送をこれはあなた有線の専門家が、ラジオ

オ放送では業務として成り立つようになつておりましたが、そういうふうになつた場合、この法律に關連して、テレビの有線放送というものを規制する必要があるのではないか、将来はあると見ておられますが、この点、あなたの技術家としての一つ見解を承わりたいと思ひます。

○政府委員(濱田成徳君) 御指摘の問題は私も当然考へておるのでございまして、たとえば公共テレビとか医学テレビあるいは教育テレビ、そういう問題が将来起つてくる問題だと考へておられます。今後有線放送と關連しまして、私も考慮に入れます研究していききたいと思ひます。

○山田節男君 今の御答弁は、今度の有線放送電話法案といひますか、その中へ今あなたのおっしゃつておられることが入るわけですか。

○政府委員(濱田成徳君) この問題には入らないのであります。

○山田節男君 これは私も、テレビは今日四十万ぐらいいし普及してありますけれども、これが百万なり百五十万になりまして、どうしても商業放送でも公共放送にしても、設備資金の關係で、有線放送によらずに受信できないという難題が、テレビの難題地域、これは有線放送にしなければならぬのだ。現にアメリカはそれで販売しているのが多い。日本は商売にはないけれども、今の有線放送の方の電話あるいは放送と同じように、自治体あるいは農協あるいは公共団体で、有線放送でテレビを視聴するようになるかもしれない、これは私はもうそう遠い将来じゃないと思ひます。ですから今われわれがこういうことを審議して

るのに対して、テレビの有線放送をどうするかということが頭に先に来るわけですね。また、この問題については具体的には検討しておられぬという意味ですが、全然具体的に法制化するということが考へておられないのですか。

○政府委員(濱田成徳君) 目下具体的に法制化を考へておりませんけれども、そのような可能性も考慮してみまして、十分検討していきたいと思ひます。

○理事(手島榮君) 他に質疑もなければ、これをもって質疑を終了し、討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにして、順次御発言をお願いいたします。

○鈴木強君 私は、ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党を代表して、以下述べた要望事項を付して、やむを得ず賛成をするものであります。わが国の電気通信事業は、公衆電気通信法第一条及び第二条に明示されております通り「電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備」は、日本電信電話公社が「迅速且つ確実な公衆電気通信業務を合理的な料金で、あまねく、且つ、公平に提供することを目指すこと」になつておるのであります。この定義は、確固不動のものであります。信じます。しかるに、昭和二十八年、公衆電気通信法制定の際、いろいろ論議があつたのでありますが、結果的には前述の第一条、第二条に抵触するがごとき矛盾した第五十五条が挿入されて、公衆電気通信設備の設置について一部自管の道が開かれていたことは、われわれ

の遺憾としておつたところでありまして、このような経緯があるにもかかわらず、今回政府、公社はさらに法律を改訂して、法の精神にますます相反するがごとく、自管手段を強化し、自管の範囲を単独電話または共同電話の回線に接続される付属電話機等にまで拡大せんとするこの法律改正案を提案したことは、何と云つてもわれわれの納得できず、了解に苦しむところでありまして、法案審議の過程においても明らかなごとく、われわれの、なぜ自管を拡大するのか、公社に自管の能力がないのかとの質問に対して、政府委員の答弁は、公社に能力はあると言ひ、また原則的にはわれわれの主張を認めておられるが、最も重要な自管拡大の理由については、きわめて不明確となつておるのであります。ただ一点わかりましたことは、電話機の種類または付属品等において、公社より自管の方が利用者にとって多少便宜の点があるようでありまして、しかし、これも公社における現在の企画の一部を変更することによつて解決できるものでありまして、理由にはならないと思ひます。われわれは百歩を譲つて、公社にもし能力がないというならば、法律の精神を逸脱せざる範囲において、自管拡大によつて民間の協力を仰ぐこともまたやむを得ないと思ひます。なぜ公社が全責任をもつて設備しないのであらうか。改正の理由は全くわからないのであります。私は、公社当局が自信と確信を持って法第一条及び第二条の精神を実践するべきであると思ひますのであります。かくのごときあいまいな理由によつての改正案は賛成できないのは

理の当然であると思ひます。しかしながら、すでに本案は、衆議院においても付帯決議をして通過をいたしておられます現状にかんがみまして、私は、この際、改正後の本法実施に當つては、政府並びに公社当局が技術基準の設定、設備の検査、工事担任者の認定、設備の保存等を異にする場合における保守責任の分界等につき、細心の注意と関心を払い、いやくも公衆電気通信設備の利用者による設置によつて、事業運用に支障を来たすことのないよう、万全の措置を講ずるとともに、自管の道が拡大されても、公社は安易な氣持を捨てて、でき得る限り責任を持つて直管の方法により設備を設置するよう最大限の努力を尽し、熱意をもつて実行するようにし、しかもまた、近い将来においては事業本来の使命と責任にかんがみ、公社の全責任において実施すべき法律の改正を行うよう強く要望いたします。やむを得ず改正案に賛成するのであります。

○理事(手島榮君) 他に御意見ございませぬか。御意見がなければ、討論を終り、採決に入ります。

○政府委員(濱田成徳君) 公衆電気通信法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願ひます。

○理事(手島榮君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、本会議における委員長のお頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他につきましては、あらかじめ委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

○理事(手島榮君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

次に、本案を可とされた方は、順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

最上 英子 鈴木 強
長谷部 ひろ 石坂 豊一
新谷 寅三郎 中山 壽彦
前田 佳都男 宮田 重文
横川 信夫 森中 守義
山田 節男 横川 正市
奥 むめお

○理事(手島榮君) それでは引き続き電気通信並びに電波に關する調査を議題といたします。

○森中守義君 私は、ずっと以前に郵政大臣に答弁を預けてある問題があります。それは電波関係の問題であります。あの當時、私は二、三の点を具体的に列挙して、郵政当局としては、電波機構について改革の意思はないか、こういう質問をいたしました。繰り返して申すようでありまして、近年急激に電波行政の業務は増大をして、かつ事業の内容は複雑になつております。にもかかわらず、三十二年度における電波の予算は一億数千万円の増加にすぎない。また定員については二百七十二名を電波当局は要求したようでありまして、これは全然認められていない。従つて、このように業務が増大をし、かつ複雑化した現状において、電波の機構について、郵政大臣として、このままでいいとお考えになつておるかどうか。この点についてずっと答弁を私は保留してらうておりましたので、まあその後かなり時間も経過しておりますし、郵政大臣と電波当局

の間で何分の検討が行われたと思えますから、その結果について御答弁を伺いたい。

○国務大臣(平井太郎君) お答え申し上げます。まず、定員関係について申し上げますが、御承知のように電波関係の業務量は毎年増大をいたしておる実情であります。この情勢に対処するために、昭和三十一年度には三十二人、昭和三十一年度には四十八人の増員を行なっております。ところで、電波監理業務の増大からいいますれば、定員の増加も必要であります。一方、その業務の特殊性からいいますれば、電波監理施設の整理強化、あわせて従業職員について電波科学技術の発達に即応する高度の知識、技能を修得させることが業務の円滑な運営上の急務と存じております。つきましては、来年度においては電波監視及び検査等の設備について一層の充実をはかり、機器の自動化等を実施いたしますとともに、一方、関係職員につきましても再訓練を行いまし、事務処理の効率化をはかり、増加する業務の運営に対処したいと存じておるのであります。従いまして、今回は一応増員を差し控えた次第でございますが、しかしながら、将来、三十三年度以降につきましても、先ほど申し述べました通り、なお人員の不足する場合、当然増員すべきものと考えておる次第でございます。なお、次に予算措置につきましてもは、以上のような実情を勘案いたしまして計上いたしました次第で、必ずしも十分とは申せないでございます。しかし、一応当面の問題といたしましては支障のないものと考えております。最後に、電波監理についての機構の

問題でありまして、御承知のように、電波関係の行政事務はきわめて複雑、高度で、しかも、技術的、専門的な面が非常に多く、その上、先ほど申し上げましたように、事務量は毎年増加の一途をたどつておる現状でございます。現行の行政機構は必ずしもこれで十分であるとは考えておりません。率直に申し上げますれば、国際的にも国内的にもきわめて重要である電波行政事務を完全に実施するためには、現在の機構をさらに一層の強化が必要であるのではないかと、かように存じております。

○森中守義君 私は、今のように郵政大臣からしるを切られると、どうしても納得ができないのですよ。というのは、いわゆるその人をふやすよりも訓練をしないかならぬ、こういうことですが、電波局は訓練所というものを持っているわけですね。おそらく郵政省全体を通じて、例の職員訓練法が何かあるのですよ。これは何も今、にわかには信じなければならぬという問題ではございません。過去数年間の訓練をやっておる、それから電波のほんとうに仕事をやっていくには、施設の拡充をやるのか、あるいは機械の改善、こういうものをしなければならぬということですが、一々年度の予算書の中に、通過した予算の中に、電波関係の機械をどの程度改善しようとするのか、どういう拡充をしようとするのか、ただ一億五千万という金で、人件費もあり、旅費もあり、雑費もあれば五千万です。こういうことで機械の改善をやるのか、あるいは拡充をやるのか、全くこれは事務的な答弁であつて、いささか、郵政大臣がこういうふうにやりますというふうにしるを切られるようではお話にはなりませんよ。そういう点、どうですか、一億五千万で何かできますか。

○国務大臣(平井太郎君) いろいろこの電波行政につきましてはむずかしい場面もございますし、また政府からいって、おのれ予算の限度もございまして、最小限度一つ予算面で最大の効果を發揮したいというところで、常に心を痛めておるでございます。従いまして、機械その他の問題につきましまして、事務当局が十二分に検討いたし、これら全体本年度はやっていくというふうな見通しのもとに、事務局で自信を持った案が一つあるのございまして、これは後ほど監理局長から御説明をさせていただきます。なおまた、人員その他の点につきましても、これもやはりわが監理局における職員は優秀な職員が多いのでございます。運営の妙を大いに發揮して本年は万全を期したい、かように存じておるのでございます。

○森中守義君 大臣はですね、事務局の書いたものを読んではおられませんが、あなたは大臣ですからね、だから率直に言つて、繰り返すようにですけども、一億五千万では機械の保守も改善も設備も、あなたが言われるようなことはできないだろう。それからまた人の問題でも、二百七十二人というものを電波当局は要求しておる、これを削られておるのですよ。だから大臣らしく、事務局が書いたものを読まなさい、これはこうしたいとか、率直に電波行政というものは事業が拡大をした、あるいは内容が複雑になったから、これではいかぬならぬと、もうすでに予算も通つた今日でありますから、予算を伴うようなことはさしずめ困難であらうけれども、補正の中で考えるなら考えられ、こういう場合にもう少し大臣らしい答弁がほしいのですね。書いたものを読んで、向うさんが言う通りですからね。そういうところを一つ率直に聞かして下さい。

○国務大臣(平井太郎君) 率直に申し上げます。(笑)御指摘のように電波行政は非常に重要な現在の課題でございます。従いまして、この整備拡充ということについては、郵政大臣として十分注意を注いでおります。従いまして、本年度はもうやむを得ません、だから来年度におきましては、十分御意に沿うような方向に向つて努力をいたします。

○森中守義君 わかりました。それで濱田局長に二、三お尋ねしたいのです。が、今まで電波審議会の方に機構の問題を御相談になるとか、あるいは行政全体について、いろいろいわれる局の運営に関する御相談があつたと思ふのですが、そういうことで今当面しているチャンネルの問題、これは別個の問題でしようが、たとえばこの前に新谷委員が言われたオート・アラームの問題、あるいはこのことについて、非常に審議会あたりの意見で、今にでも電波監理局として手を打たなければならぬ、あるいは仕事しなければならぬ、こういうふうな問題はありませんか。逆に私の方からその内容を示してお尋ねをするのが妥当かわかりませんが、とも、大体審議会あたりでお諮りになつて、そういう問題について重要な事項を……。

○政府委員(濱田成徳君) 電波監理行政につきまして、電波監理審議会に郵政大臣が諮問したことはございませぬ。しかし、懇談会等において、随時そういうことは論じ合つております。

○森中守義君 やはりこれは今大臣が率直に答えるというところで言われたのでありますが、特にこれは要望として、定員の問題、それから機械、それとも一つ抜本的な問題は、電波監理局の持っている権限の問題なんです、最大の問題は、この電波行政をこういう機構の状態のままでいいかどうか、この点について、私は、特に郵政大臣は電波当局に御相談をいたしたい、もう少し、ほんとうに電波行政は少くとも電波が国民の電波になるような、そういう行政機構の改革等について十分、近々に意見をも求めたいと思つておりますので、十二分に御検討をお願いしておきたいと思つております。

それからもう一つ、この前、新谷委員の言われた例のオート・アラームの問題で、これは単なる風説であればいいのですが、船主協会あたりがかなり運輸省に働きかけて、それで通信士を減らす、こういうふうな話を昨今私は聞きました。もちろんそういうことと新谷委員の言われるのは全く別個の問題であると思つておりますが、もしもそういうある政治的背景を持つて日本の船舶通信士が減員されていけば、海上における人命と財産の安全ははかれない。いわずや外国に出かけて行く船に対しては、非常にこれは困るとしても重大な関心を払わなければならぬのですが、そういう点で監理局長

の方では船主協会あたりの動向をよく
ご存じありませんか。

○政府委員(濱田成徳君) 船主協会の
方々から電波法を改正するよういざひ
骨を折ってもらいたいという陳情を受
けたことはございます。それだけであ
ります。

○森中守義君 それはおののの立場
からおののの考えに基いて行動する
のは一向差しつかえないわけでありま
すが、ただしかし、そういうことが正
当な国の仕事をあずかる面において、
いささかでも公正な判断を欠くとい
うことになるれば、私は大へんな問題に
なると思ふのです。それで運輸省の航行
安全審議会ですか、こういうのに電話
監理局長あたりも随時御出席をされて
おると思ひますし、もう少し船主協会が
無線の通信士を減らしてくれ、ついて
は電波法の五十条あたりを改正したら
どうか、こういうような意見がくつ
いておるとすれば、このことこそ、私
は電波の中正を欠くものとして、何も
船主協会の定数の問題のみならず、電
波自体に非常に大きな問題点があると
思ひますので、こういう点について、
もう少し航行安全審議会あたりで、船
主協会がその立場からだけの電波の公
平を欠くような意見があるとするなら
ば、私は、電波監理局長あたりは慨然
としてこれに反対をしてみたいと思
ひますし、それとこの前の新谷委員
の御発言に対して、郵政当局は何分の
答えを出すようになっておりますか
ら、これについてもその節いろいろと
私も意見を出したいと思ひますが、い
やしくも電波がそういうようになつて
一部の人の利益のために公平を欠くとい
うことのないように、これは私は特に

要望を申し上げておきたいと思ひます。

○鈴木強君 この前、電波監理局長に
ちよつと質問したのでありますけれど
も、私、新谷委員の質問に関連をし
て、現在オート・アラームを製造して
いる会社、それから実際に取りつけて
みて、その実績はどうかということの
資料の提出をお願いしておいたのです
が、まだでき上つておりませんか。

○政府委員(濱田成徳君) 目下調査中
でございます。本日までには全部そろ
いませんで、詳細な書類等は次の次ま
でお待ち願ひたいと思ひます。御指摘
のごとく、製造してあります会社の名
前、これは東京芝浦電気株式会社と日
本無線の二社でございます。それから
これを使いましてどういふ結果になつ
たかというようなことはたゞいま調べ
ておりますので、それが全部そろいま
してから……。

るわけです。こういう電波法の第五十
条があるにかかわらず、一方、設備が
全然まだオート・アラームが実用化す
るところまでいっていないにもかかわ
らず、現に委員会にこの五十条を無視
するような法案が出てきているとい
うことなのです。こういう点に対して、電
波監理局長は何か相談を受けたとか、そ
の指示をどういふふうによつたのか、
私は理解に苦しむのです。ですからそ
の経過をちよつと質問しておきたいの
です。

○政府委員(濱田成徳君) この件に関
しまして、電波監理局長の法規課長に説
明してもらひます。

○説明員(石川義憲君) たゞいまの鈴
木委員の御質問に對しましてお答え申
上げます。私どもの存じております
限り、現在参議院の運輸委員会に提出
されております船舶職員法の改正案
は、現在の電波法の定員を下回つて規
定されておるといふことはございま
せん。ただそれだけでございます。

です。それから、この問題が完備し
ないうちにやるということについて
は、これは新谷委員といえどもある程
度は賛成してくれらると思ひます。だ
からさういふことは毛頭ないと思ひ
ますけれども、いろいろな動きを、私
たちが知る範囲内において何うと、い
ろいろなむづかしい動きもあるよう
ですから、そういう点は十分御関心を願
ておきたいと思ひます。

資料を出していただいたら、さらに
質問したいと思ひます。きょうはこれ
で……。

○新谷寅三郎君 盛んに私の名前を
出しになるから、私は質問じゃありま
せんが、資料を要求することにして申
上げておきます。これは前からの問
題で、御存じのように、船主協会そ
れから海員組合がそれぞれの立場で陳
情に来ておられる。これは数年前から
です。これは今に始まつた問題では
ないのです。しかし、今度の職員法の改
正を機会に、これは当然一見直して
みるのが私は当りまえの話だと思つて
おる。その意味でこの間も質問して
みたのですが、鈴木君の言われたよう
ないろいろな事象、現象が起つたかと思
ひますが、私の知つておるところでは、
これは電波監理局長にもそういう資料
を用意してもらひたいのだが、私の調
べでは、昭和二十八年から九年にか
けて、一番空電の妨害の多いペルシ
アの方面とか、あるいはインドネシア
の方面とか、それからニューヨーク航
路のどこかでオート・アラームをつ
けて、電波監理局長から……その当時電
波監理局長と言つたかも知れませんが、技
術官が乗り組んで、日本のオート・ア
ラームの試験をしてみた。その結果、

と云ふことは、この問題が完備し
ないうちにやるということについて
は、これは新谷委員といえどもある程
度は賛成してくれらると思ひます。だ
からさういふことは毛頭ないと思ひ
ますけれども、いろいろな動きを、私
たちが知る範囲内において何うと、い
ろいろなむづかしい動きもあるよう
ですから、そういう点は十分御関心を願
ておきたいと思ひます。

資料を出していただいたら、さらに
質問したいと思ひます。きょうはこれ
で……。

○新谷寅三郎君 盛んに私の名前を
出しになるから、私は質問じゃありま
せんが、資料を要求することにして申
上げておきます。これは前からの問
題で、御存じのように、船主協会そ
れから海員組合がそれぞれの立場で陳
情に来ておられる。これは数年前から
です。これは今に始まつた問題では
ないのです。しかし、今度の職員法の改
正を機会に、これは当然一見直して
みるのが私は当りまえの話だと思つて
おる。その意味でこの間も質問して
みたのですが、鈴木君の言われたよう
ないろいろな事象、現象が起つたかと思
ひますが、私の知つておるところでは、
これは電波監理局長にもそういう資料
を用意してもらひたいのだが、私の調
べでは、昭和二十八年から九年にか
けて、一番空電の妨害の多いペルシ
アの方面とか、あるいはインドネシア
の方面とか、それからニューヨーク航
路のどこかでオート・アラームをつ
けて、電波監理局長から……その当時電
波監理局長と言つたかも知れませんが、技
術官が乗り組んで、日本のオート・ア
ラームの試験をしてみた。その結果、

それでは大体世界水準に行くだろうという折紙をつけて、検定規則とかいうものによって、いわゆる形式承認を与えておるのですね。日本の東芝と日本無線だと思いますが、その二つの会社の製品に対して形式承認を与えておる。つまり折紙をつけておるわけです。折紙をつけておきながら——問題は、折紙をつけてそういうりっぱな製品ができてくれば、当然もうそこで世界水準並みに法律の改正をすべきなんです。ところが、その法律の改正をしないでおかれるものだから、おそらく私は鈴木君の言われるようなことが起ったと思うのですが、実際にオート・アラームをつけて、またやめたという例が起つておる。そういう例が幾つくらいあるか調べて下さい。これはオート・アラームをつければ当然船舶職員、つまり無線通信士を減員されるというので、初めてオート・アラームをつけ、一方では電波法によって定員はちゃんときめてあるわけですね。ちゃんとウォッチをさせておる。そこでオート・アラームをつける。これは非常に二重負担になる。そんなことをする必要はないのですね、今の定員からいいますと。ですから、オート・アラームをつけたにかかわらず、なぜ電波法の改正というものについて、全然今日まで考慮されなかったかということですね。それから実際、船がオート・アラームをつけたけれども、これはやっぱり損だからというので、おそらくオート・アラームをつけなかったというのがたくさんあるだろう思うのです、やめたのが。そういうのはどのくらいあるか。それから最近御承知のように、日本で輸出船がたくさんできて

おる。この輸出船へ日本のオート・マ
チームをつけてどんどん出ていく船が
たくさんあるわけです。そういう船
が、つまり外国船で日本のオート・マ
チームをつけて出ていったそれらの船
は、大体貨物船は無線士は一人です。
そういう船がどのくらいの数あるか。
これは最近一年間でも二年間でもよろ
しゅうございます。そういう調べるべ
一つ、この次に出していただきたい。
私はそれによって、鈴木君と少し角度
が違いますがね、皆さんと一緒に公平
な判断をしたいと思うのです。今の資
料を要求しておきます。

○森中守義君　この問題はいずれ非常
に大きな問題になるような気がするの
ですけれどもね。私もそういう意味で
電波局の方に資料を少しいただきたい
のですよ。それは中波の五百KCを実
際の、たとえば銚子とか長崎とか、こ
ういう無線局が、当然これは電波法上
常時聴取していなければならぬです
が、果してその実態はどうなのか。五
百KCの実際の聴取の実情、それから
船舶局の状態ですね、これが一つと、
現在の法規による三局制下における船
舶局内における勤務のほんとうの状
態、こういうものを、法律通りだと
思いますが、具体的に船舶勤務の状
態を表か何かで出してもらいたい。それ
からもう一つは、海外に出て、たとえ
ばサンフランシスコであるとかある
いは貿易港あたりに日本の船が停泊中、
あるいは寄港中における本国に対する
電報の発信の数、そしてその発信の数
が海外局を経由して日本の到着局に到
着するまでの料金、一通に対して幾ら
かかるか、大体四つか五つくらいの主
たる海外局あたりを指定してもらいた

い。それから船舶局が直接銚子あるいは長崎に打ち込んでくる実際の料金、こういうものを表にして出してもらいたいと思います。それと今新谷委員の言われたように、オート・アラームをつけて、まずいから一回取り消してみたい、こういう例も確かにあるのではないかと思いますので、そういう実情をもう少しまかく、オート・アラームをつけて通信士はこうなる、そしてこの実情はこうである、こういったようなことを、電波監理局の方でかなり古い時代から――古い時代といってもむやみに古いというわけではありませんが、大体オート・アラームが発明をされて今日に至った中で、取りつけたが、やめた、そして通信士の配置の状況はどうか、こういうものを表にして出してもらいたい。

○鈴木強君 さっき新谷委員の言われておった日本無線と東芝、二つの会社があるそうですが、それに対して形式承認をしたというのが、承認はしたんだが、実際はやってみたらまじかったというのか、承認した以上はもう大丈夫だという確信を持ってやったと思うので、そうするとオート・アラームをつけるという法的な問題に対しての解釈は出てこないということがあると思うのです。ですからその辺はキー・ポイントだと思うのです。あなたは、この前私は持てないとおっしゃた、私もそう思うのですが、今のところでは、形式承認を与えたということでは、新谷さんの言っているように、すぐこれをつけてもらう、安全な。これは法律の責任を免れるというところまでオート・アラームがほんとうに性能を発揮しているのではないかと思う

のです。そういう点はどうなんですか、重ねて質問して悪いですが。

○政府委員(濱田成徳君) 当時の事情はよく知りませんし、どういう実績で形式承認を与えたか、その後の使用の状況等におきまして、なるべく御要望に沿うように調べまして、次回にお答えいたしたいと思います。

○理事(手島栄君) ほかにありませんか。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時四十六分散会

四月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、北海道旭川市東三条に特定郵便局設置の請願(第一六四四号)

一、北海道苫小牧市北部地区に郵便局設置の請願(第一六六六号)

一、宮城県気仙沼市内之脇地区に無集配特定郵便局設置の請願(第一六六七号)

一、電話加入権の担保制度確立に関する請願(第一六九五号)

第一六四四号 昭和三十三年三月二十五日受理

北海道旭川市東三条に特定郵便局設置の請願

請願者 北海道旭川市東三条三丁目 西口清信外二名

紹介議員 横川 正市君

北海道旭川市東三条地域内に居住する住民の郵便、為替、貯金等の利用機関は、新旭川地区宗谷本線寄りに新旭川郵便局があるが、距離的關係から住民は旭川市内への所用の折に牛朱別川を渡り主に旭川九条、七条郵便局及び本

局を利用している有様であつて、これが利用機関としてはあまりにも遠隔であり、又利用の都度相当な時間を空費し非常に不便を感じているから、牛朱別川と石狩川との中間に位置する宗谷本線以西で、東六条以西の地域を対象とする特定郵便局を東三条に設置せられたいとの請願。

第一六六号 昭和三十三年三月二十六日受理
北海道苫小牧市北部地区に郵便局設置の請願
請願者 北海道苫小牧市長 田中正太郎外一名
紹介議員 横川 正市君

北海道苫小牧市北部地区は、住宅地域として設定以来その發展は急速度を加え今年中には人口一万を越える情勢となつたが、郵便その他郵政関係については二キロないし三キロ離れた当市駅前または東町郵便局まで出向かねばならぬ非常に不便な状況に置かれているから、北部地区に郵便局を設置せられたいとの請願。

第一六六七号 昭和三十三年三月二十六日受理
宮城県泉仙沼市内之脇地区に無集配特定郵便局設置の請願
請願者 宮城県泉仙沼市内之脇四九〇ノ二 内海安治郎
紹介議員 横川 正市君

宮城県泉仙沼市内之脇地区は、世帯数九百五十五戸、人口四千七百二十一人を擁する都市であるが、近時東洋一を誇る魚市場が建設され又、製氷冷凍会社石油会社、及び各種水産加工場が統

統と建設されまことにその発展はめざましいものがある。ところが本地区には郵便局が設置されていないため、これら機関及び船員等の郵便物利用に大いなる不便をきたし本地区発展の支障となつてゐるから、すみやかに本地区に無集配特定郵便局を設置せられたいとの請願。

第一六九五号 昭和三十三年三月

二十八日受理

電話加入権の担保制度確立に関する請願

請願者 東京都中央区京橋三ノ

一社団法人全国金融

業団体連合会長 篠塚

長太郎

紹介議員 木暮武太夫君

現下の中小企業者の金融打開の一助とするため、公衆電気通信法中第三十八条第四項を削除してその電話加入権に質権設定を認め、その取扱を一部金融機関等に特定することなく、これを一般金融機関並びに正規の貸金業者に開放するよう法的措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十三年四月十三日印刷

昭和三十三年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局